



## 請求日程等

### 【診療報酬等明細書】

診療月	9月		10月	
請求書提出締切日	10月10日(木)		11月10日(日)	
増減点等通知書等送付予定日	11月1日(金)	11月5日(火)*	12月3日(火)	12月5日(木)*
支払通知書等送付予定日	11月12日(火)	11月15日(金)*	12月12日(木)	12月15日(日)*
診療報酬等支払日	11月20日(水)		12月20日(金)	

\*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

### 【出産育児一時金等関係】

分娩月	9月		10月	10月		11月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	10月10日(木)		10月25日(金)	11月10日(日)		11月25日(月)
支払通知書送付予定日	10月22日(火)	11月12日(火)	11月20日(水)	12月12日(木)		
出産育児一時金等支払日	11月8日(金)	11月20日(水)	12月6日(金)	12月20日(金)		

### 【特定健診等関係】

健診月	9月		10月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	10月7日(月)	10月10日(木)	11月5日(火)	11月10日(日)
返戻及び支払通知書送付予定日	11月14日(木)		12月13日(金)	
特定健診等支払日	11月28日(木)		12月27日(金)	

※11月9日(土)、10日(日)  
は開館し受付します。  
【受付時間】  
8:30~17:00

## 審査委員会からの連絡事項

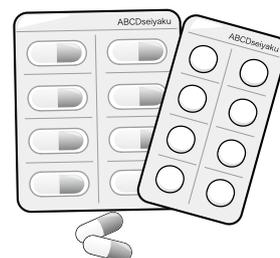
### 医科

#### 慢性便秘症(器質的疾患による便秘を除く)に対する薬剤について

アミティーザカプセル、モビコール配合内用剤及びグーフイス錠は、

腸閉塞に対して禁忌となっております。

当該薬剤を算定される際は、傷病名にご留意ください。



## 診療報酬等請求上の留意点

### 医科

#### せん妄ハイリスク患者ケア加算の算定について

急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟において、全ての入院患者に対してせん妄のリスク因子の確認を行い、ハイリスク患者に対するせん妄対策を実施した場合に、当該対策を実施した患者について、当該入院期間中1回に限り算定することとなっております。

ただし、認知症ケア加算を算定した場合は、せん妄ハイリスク患者ケア加算は別に算定できませんのでご注意ください。

#### 生活習慣病管理料と特定疾患処方管理加算の併算定について

令和6年度診療報酬改定において、特定疾患処方管理加算の対象疾患から「糖尿病」、「脂質異常症」及び「高血圧症」が除外されました。

令和6年6月診療分以降、生活習慣病管理料と特定疾患処方管理加算を併算定されているレセプトが散見されますが、レセプト上、主傷病を複数記載されている場合であっても、ある疾患を主病とする場合に限り算定できる点数を2種類以上算定することは認められないとされていることから、標記の評価項目の併算定はできませんのでご注意ください。

#### 呼吸心拍監視の算定について

呼吸心拍監視は、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して、常時監視を行っている場合に算定することとなっております。

当該診療行為を算定される場合は、算定開始日をレセプトの摘要欄に「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっております。

なお、呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の起算日は、最初に当該診療行為を算定した日となります。

算定の際は、算定開始日と診療内容の不一致についてご注意ください。

#### 疾患別リハビリテーション料にかかる摘要記載について

疾患別リハビリテーション料は、医師の指導監督の下、個別療法又は集団療法（心大血管疾患リハに限る）を20分（1単位）以上行った場合に、最も適当な区分1つに限り算定することとなっております。ただし、病態の異なる複数の疾患を持つ場合は、複数の疾患別リハビリテーション料が算定できます。

なお、当該リハビリテーション料及びこれに係る加算については、必要事項を摘要欄に記載することとなっております。必要事項は「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっているため、コードを用いての記載にご確認ください。

## 歯科

### フッ化物歯面塗布処置について

当該処置について、算定要件が見直されましたのでご注意ください。

#### [算定要件]

- う蝕多発傾向者の場合（110点）  
→15歳以下で歯科訪問診療を行う患者も新たに対象となりました。
- 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合（80点）  
→65歳以上で歯科疾患管理料に加え、根面う蝕管理料を算定した患者が対象です。
- エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合（100点）  
→歯科疾患管理料に加え、エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者が対象です。

## 調剤

### 自家製剤加算の算定について

当該加算を算定される際、「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明の場合は、摘要欄に算定理由が明確となるように「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっています。

また、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合においても、調剤報酬明細書の摘要欄に「調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名」とともに、「確保できなかったやむを得ない事情」について、「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっていますのでご注意ください。

### 在宅薬学総合体制加算について

当該加算の算定要件のうち、介護保険に相当するサービスを行った場合について、「居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費により訪問指導を行った日」を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとなっています。その場合、当該請求月の最終算定時の要支援度若しくは要介護度を記載することとなっています。いずれも「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっていますのでご注意ください。



## お知らせ

### 増減点関連通知及び支払関連帳票等の紙送付終了について（10月から）

厚生労働省保険局から令和5年12月26日付け保発1226第4号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」で通知されておりますとおり、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に送付している増減点関連通知、紙レセプト及び支払関連帳票等の諸書類については、紙媒体での送付が令和6年9月末で廃止となります。

今後、当該保険医療機関・薬局においては、オンライン請求システムからダウンロードによりご対応いただくこととなりますのでご注意ください。

※詳細については、本会から令和6年8月13日付けで送付しております事務連絡をご参照ください。

### 福祉及び乳幼児医療費等に係る簡易入力システムの改修について

従来から本会ホームページ上に掲載している標記システムインストール資材について、令和6年7月16日から改修版をリリースしております。

本改修では、かねてよりご要望の多かった特記事項欄への複数入力（最大8桁）対応等を行っておりますので必要に応じてご活用ください。

詳細につきましては、本会ホームページをご参照ください。

### オンライン資格確認に係る過誤調整の取扱いについて

本会において、オンライン資格確認により資格の変更が判明した電子レセプトは、新資格の保険者に振替又は分割し、過誤結果通知書の摘要欄に次の①～③のとおり記載しています。

#### ①「振替・分割」

国保分のレセプトを正しい資格情報により訂正済。

#### ②「振替・分割広域連合内〇〇相違」

後期高齢者分のレセプトを正しい資格情報により訂正済。

#### ③「包括的合意」

新旧保険者間で正しい資格情報により訂正済。

上記①～③に該当するレセプトについては、審査支払機関において、正しい資格情報に訂正の上、支払金額を調整済みであるため、取下げや再請求の必要はありませんので、ご注意ください（再請求をされた場合、重複請求となります）。

例）国保から社保へ振替わった場合、国保側の支払いから減額し社保側の支払いが増額されます。

### しまね国保連通信の紙送付終了について

上記「増減点関連通知及び支払関連帳票等の紙送付終了について（10月から）」で記載のとおり、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対し紙媒体での増減点関連通知、返戻レセプト及び支払関連帳票等の諸書類の送付が終了することに伴い、しまね国保連通信につきましても11月号から紙送付を終了させていただきます。

今後、しまね国保連通信は本会のホームページでの掲載のみとなりますのでご承知おきください。

※掲載時期はこれまでと同様に隔月（奇数月）を予定しております。